

ユアサイドニュース7月号

短時間労働者への社会保険適用拡大について

今回は短時間労働者に対する社会保険について現状の把握と今後を考えたいと思います。

現在、被保険者(社会保険の加入者)の数が501人以上の法人については、「特定適用事業所」として取り扱い、正社員の3/4以上の時間を働いている通常の加入者に加え、要件を満たす短時間勤務者も社会保険に加入させなくてはならなくなっています。

この短時間労働者としての加入要件は、以下のようになっています。

- 1) 特定適用事業所の取り扱いを受けている法人に使用される者であること
- 2) 週所定労働時間が20時間以上あること
- 3) 月収が88,000円以上と見込まれること(年に換算すると106万円相当程度)
- 4) 雇用継続1年以上が見込まれること(1年未満が明確な場合は対象外、ということ)
- 5) 学生でないこと

また、被保険者数が500人以下の法人であっても、労使の合意に基づき、任意に特定適用事業所となることができる制度が整備されています。これにより、一般的な中小企業でも、短時間労働者を社会保険に加入させることが可能となっています。

ただし、上記の通り、特定適用事業所に使用される者が2)～5)を満たす場合は、被保険者となるので、任意に特定適用事業所となった法人の中で、例えば短時間労働者の加入要件を満たす、同じ条件で働く人が2名いたとして、Aさんは加入するが、Bさんは本人が加入したくないということなので加入させない、ということではできず、Bさんも強制的に加入させる必要があります。任意と言っても、法人単位の任意であるということは、気を付けるべき点です。

今後の動向ですが、2019年5月31日付で、厚生労働省年金局において、「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」の第6回目が開催され、いわゆる中小企業へ特定適用事業所の適用拡大について、論点の整理が行われています。これを受け、秋ごろに改めて検討を進めていくようなスケジュールであるようです。

副業・兼業の方も増えてきており、短時間労働者の方もダブルワークされている方もいらっしゃいます。こうした中で短時間労働者の適用拡大の対象が、いわゆる一般の中小企業にも及んだ場合、単純な保険料負担の増加だけでなく、二以上勤務者の届出等による社会保険料の特殊な計算などが発生する可能性が今よりも高くなることが考えられ、それによる事務負担の増大もあり得ます。

このように、様々な影響が懸念される事項ですので、今後も引き続き動向を注視し、お伝えしていきたいと思います。